

会 議 録

| | |
|--------------|---|
| 会議の名称 | 令和4年度第2回川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 子ども・子育て会議 |
| 開催日時 | 令和4年8月25日(木) 午後2時00分 開会 ・午後4時00分 閉会 |
| 開催場所 | 川越市役所 本庁舎7階 7AB会議室 |
| 議長(委員長・会長)氏名 | 平野方紹会長 |
| 委員出欠状況 | 出席：12名 平野会長、鈴木副会長、川口委員、片野委員、小寺委員、大木委員、山田誠次委員、石川委員、長峰委員、岡野委員、崎委員、圓岡委員 欠席：8名 高倉委員、宮島委員、山田紀子委員、山本委員、浅見委員、田村委員、伊藤委員、三谷委員 |
| 傍聴人 | 0人 |
| 事務局職員職名 | 別添「第2回子ども・子育て会議事務局職員名簿」のとおり |
| 会議次第 | 1 開会 2 挨拶 3 報告 (1) 県内の待機児童の状況及び市内待機児童の要因分析等について 4 議題 (1) 第2期川越市子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しについて 5 その他 6 閉会 |

| | |
|------|---|
| 配布資料 | <p>(別添のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・委員名簿 ・令和4年4月1日現在の保育所等の待機児童数について（埼玉県報道発表資料）…（資料1） ・4月新規入所申請 一次審査における希望園での決定状況（転園決定含む）…（資料2） ・兄弟姉妹での入所状況について（令和4年4月入所）…（資料3） ・待機児童が大東地区と福原地区に集中している要因について（考察）…（資料4） ・未就学児童数の推移…（資料5） ・第2期川越市子ども・子育て支援事業計画中間年見直し（素案）…（資料6） ・公立保育所の配置について（令和3年4月1日時点）…（資料6参考） ・議論いただきたいポイントについて ・会議シート |
| 会議要旨 | <p>3 報告</p> <p>(1) 県内の待機児童の状況及び市内待機児童の要因分析等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1から資料5に基づき事務局から説明を行った。 ・待機児童の定義についての質問や調整指数による加点のあり方について意見が出された。 <p>4 議題</p> <p>(1) 第2期川越市子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料6に基づき事務局から説明を行った。 ・本日の会議で出された意見及び会議シートにより提出された意見等を踏まえ、次回修正案を示し、議論いただくこととなった。 |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|---|
| 発 言 者 | 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
| 事務局 | <p>1 開会</p> <p>2 挨拶</p> <p>3 報告</p> <p>※本資料では以下のように表記する。</p> <p>川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 (川越市子ども・子育て会議) → 分科会</p> <p>[報告(1)] (1) 県内の待機児童の状況及び市内待機児童の要因分析等について</p> <p>◎報告1に関し事務局より説明後、質疑応答を行った。 内容は以下のとおり。</p> <p>○事務局より資料1～5を説明。</p> <p>【事務局説明概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1は埼玉県の記事発表資料で、埼玉県内の待機児童の状況をまとめたものとなっている。これは前回の分科会での意見があり、今回参考に配布させていただいた。 ・資料2は保育所の4月入所における希望園の決定状況で、前回の分科会でご指摘いただいた保育所の入所を希望する方々の希望順位についてまとめたものとなっている。 ・資料3は兄弟姉妹での保育所の入所状況となっている。入所時の審査において、入園調整を図る際に調整指数というものがあり、兄弟で同じ園に入園を希望する場合などに調整指数に加点を加え、できるだけ同じ園に通えるよう、調整している。 ・資料4は、前回の分科会での指摘を受け、本市の待機児童における地区別の要因について考察したものとなっている。過去3年間において、福原地区と大東地区に待機児童が集中している。要因としては、福原地区は、認可保育所等が1か所しかないこと、また大東地区は、空きのある保育所等がなかったことが要因であると推測される。 ・資料5は県内市の未就学児童数を表にまとめたものとなっている。概ね減少傾向となっている。 |

| | |
|-----|---|
| 委員 | <p>【質疑応答の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兄弟姉妹が同時に新規申請した場合に入所保留となる人数が最も多いが、そうした際に他の園であれば一緒に入れるといった案内はしているのか。 ・兄弟姉妹の年齢で同じ園に空きがあるものの、お迎えの関係で入園を断るような場合、これは待機児童となるのか。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・兄弟姉妹が同時申請する場合、あらかじめ申請書に条件を付していただいている。例えば同じ園しか希望しない、同時に入園できるなら別の園でもいい、1人でも入園して欲しいという三つの希望を伺っている。保留になってしまう場合というのは、同時に同じ園を希望する場合、そこに入れなければ保留で構わないという方が大半だと思われる。二つ目のご質問の、待機児童の関係だが、例えば、希望されている園の近くに空きがない場合は待機児童に該当するが、希望されている園の近くに空いている保育園がある場合には、待機児童には計上されないという定義となっている。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・空いている園があったとしても、その園では事情によってお迎えができないといった場合、それは待機児童にはなるという認識でよいか。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・国の示す待機児童の定義としては、「他に利用可能な保育所等があるにも関わらず、特定の保育所等を希望しているもので、通常の手段により自宅から30分未満の登園が可能な保育園があるにもかかわらず、その保育園を希望していない場合」となっている。 ・確かに通うことが難しいという実情はあるのかもしれないが、国の定義においては、自宅から30分未満の登園が可能ということであれば、待機児童に含まれない。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・かなり厳しい待機児童の定義だと思う。8人というのは限定された待機児童で、潜在的な待機児童数というのはもっと多いのではないかと認識をさせていただいた。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・資料2の令和4年4月入所の状況を見ると、新規申請者が1641人、入園決定者が1193人となっている。500人弱の方が申請したにもかかわらず、入園決定されてないという数字が見て取れる。この入園決定されなかった500人弱の方は川越市としてはどのような取り扱いになっているか。全員が待機児童には当てはまらないかと思うが、最終的にこの500人弱の方の中から、どこにも行き場がな |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>かった子たちが最終的な待機児童になるという見方でよいのか確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この500人弱には、育児休業でそもそも入園を希望されない方が4割程度含まれている。その他の方に関しては、実際に入れない、保留になってしまっている方だが、市としては、毎月保育園の空き状況等を掲載しており、市民の方に、どの園が空いてるかを示させていただいる。それを基に市民の方に空いている園を選んでいただけるように対応している。 ・国の基準に基づいて待機児童数を算出しているが、確かにご指摘のとおり、待機児童ではなくても実際に入れてない方にどのように対応していくべきかというところが本市の課題であると認識している。あえて育児休業を取得するために申請を出されてる方が半数近くいるという現実もあるので、それを除いた方が本当の潜在的な待機児童になるものと認識している。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・育休延長を除いた、残りの6割の中から待機児童が算出されるという認識でよいか。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおり。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・入園申込みは、以前は希望園を第三希望までしか書くことができなかったが、最近は6～7箇所希望することができる。それによって保護者は選択肢が増えたが、一方で希望が集中する園とそうでない園とでばらつきが出てきてしまっている。入園する方の判断によって待機児童が生まれてしまうというような実情もあるように思う。 ・兄弟加点という発想は非常にいい考えだと思うが、点数のあり方については今後また検討の必要があると思っている。 ・各園によって用意するものも違えば、行事等の在り方も違う。保護者は二重保育になってしまうととても大変なので、少しでも減らしていけるような努力をお願いしたい。 <p>4 議題</p> <p>(議題(1)に先立ち会長から補足説明)</p> <p>本日議論いただきたい事項としては、第4章の2見直し事業の部分になる。第1章から第4章の1新規事業については了解いただきたい事項、第5章については参考事項となっている。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>【議題（１）】第２期川越市子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しについて</p> <p>◎事務局より資料６に沿って説明。出席者による討論が行われた。</p> <p>内容は以下のとおり。</p> <p>【事務局説明概要】</p> <p>○第１章 計画の見直しにあたって</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見直しの背景、期間、見直し後の計画と現計画との関係、見直しの内容を記載。 ・見直しの背景について、国が示す考え方によれば、教育・保育の「量の見込み」と「実績値」で大幅なかい離、具体的には１０％以上のかい離がある場合は原則として見直しが必要とされている。 ・本市では最もかい離のある区分においても６％程度に収まっているため、国の示す見直し要件には該当しておらず、原則に従えば見直しは必要ない。 ・しかしながら、令和４年２月に策定した「川越市公立保育所のあり方」において、子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項である保育提供区域を４区域から７区域に細分化してきめ細やかな検討を図ることとしており、現計画においても、このあり方の考え方にに基づき、区域の再設定等を行うこととして、今回見直しを行おうとするもの。 ・見直し後の計画の期間は令和５年度及び令和６年度の２年間となる。 ・見直し後の計画と現計画への反映については、見直し後の計画は見直し部分のみを記載することとし、この見直し部分は現計画の関連する取組・事業等に位置づけることとしている。 ・中間年見直しの内容については、教育・保育等提供区域の再設定及び区域の再設定に伴う量の見込み等の再設定のほか、子ども・子育て支援の取組・事業の改定について、児童福祉法等の改正への対応として、見直し後の計画に位置づける新規事業と、現計画掲載事業のうち目標事業量等の見直しが必要となる事業を記載している。 <p>○第２章 子ども・子育て支援を取り巻く状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現計画を策定した令和２年度以降の状況の変化や、国の動向についてまとめている。 ・子どもを取り巻く現状とこども家庭庁の創設について、政府はこどもや若者に関する各種施策に取り組んでいるものの、少子化や人口減少に歯止めがかかっていないこと、また、児童虐待の相談対応件数が過去最多となり、こどもを取り巻く状況が深刻化しているといった課題に対し、そうした状況を打破して、こどもの幸福度を高め、社会の持続的な発展を確保するため、国はこども政策の新たな司令塔として「こども家庭庁」を創設することなどについて記載している。 |
|-----|--|

・新型コロナウイルス感染症の影響と市の対応について、現計画において、コロナの影響を受け、目標を達成できていない事業がある一方で、オンライン手法を活用するなど実施方法の見直しを図り、目標を達成した事業もあったことなどを記載している。

・また、コロナの影響は今後も不透明ではあるものの、現計画の目標は維持しつつ、オンライン手法の活用などの対応を通じて引き続き子育て家庭への支援に努めるものとしている。

○第3章 教育・保育等提供区域及び量の見込みと確保方策の再設定

・6ページから17ページまで、今回の中間年改定の発端となっている区域の見直し、また、それに伴う量の見込みと確保方策の再設定についてまとめている。

・子ども・子育て支援法では、地理的条件や人口、保育施設の整備状況など総合的に勘案し、教育・保育等提供区域を設定することとされている。現計画策定時点では市域を4分割した区域を保育提供区域として設定していたが、昨年度策定した「川越市公立保育所のあり方」の考え方を踏まえ、就学前児童数の減少、各地区の児童の通園状況、保育需要などの地域性を考慮し、これまでの4区域を細分化し7区域に見直すもの。

・見直しを行う事業区分としては、教育保育施設・地域型保育事業の2号認定と3号認定部分及び地域子ども・子育て支援事業のうち時間外保育事業となっている。

・また、前回の分科会で小寺委員から意見をいただき、公立保育所の位置関係が分かりやすいよう本日追加で「公立保育所の配置について（令和4月1日時点）」を配布している。

○第4章 子ども・子育て支援の取組・事業の改定

・児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況にある。こうしたことを踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、児童福祉法等の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）が令和4年6月15日に公布され、一部を除き、令和6年4月1日に施行される。

・改正法では、市区町村への「こども家庭センター」の設置や、新たな家庭支援事業について法に規定され、これらの事業は、地域子ども・子育て支援事業として位置づけることとされている。

・こども家庭センターは、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センター（母子保健型）を見直し、児童福祉と母子保健の一体的な提供を行う機関として位置づけられたもので、業務としては、児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等、把握・情報提供、必要な調査・指導等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、

連絡調整、保健指導、健康診査等を行い、民間資源や地域資源を含めた様々な資源による支援メニューにつなぐ役割があるとされている。

・新たな家庭支援事業のうち、「子育て世帯訪問支援事業」については、訪問による生活支援として、要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等、また支援を要するヤングケアラーを含めた対象に対し、訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業とされており、例として調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言等を行うものとされている。

・「児童育成支援拠点事業」については、学校や家以外の子どもの居場所支援として、養育環境等の課題（虐待リスクが高かったり、不登校であったり等）を抱える主に学齢期の児童を対象として、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業とされており、例として居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整等を行うものとされている。

・「親子関係形成支援事業」については、親子関係の構築に向けた支援として、要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象として親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業とされており、例として講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で、子どもとの関わり方を学ぶ、いわゆるペアレントトレーニング等を行うものとされている。

・今後、国から事業の具体的な内容が示された際に、令和6年4月1日の改正法の施行に向けた検討を進めるため、見直し後の計画ではこども家庭センターの検討を含む4つの事業を新規事業として位置づける。

・国からは令和5年度中に実施要綱など事業の詳細が示される見込みだが、現時点では詳細は示されていない。そのため、今回の見直しでは、今後各事業の実施について検討を進めるために、新規事業として位置づけるものであり、具体的な内容については、令和5年度及び令和6年度の検討を踏まえた上で、次期となる第3期計画への反映を行うものと考えている。

・見直し事業については3事業。

・乳幼児相談と児童発達支援センターの運営については、新型コロナウイルス感染症の影響への対応などにより実施方法を見直したことで、現計画策定当初に設定した目標値をすでに達成していることから、実態に合わせて目標値を上方修正するもの。

・保育ステーション事業については、前回の分科会で川口委員から意見をいただいた事業で、当初、目標事業量を保育ステーション設置箇所数、目標値を1箇所としていたが、これは昨年度すくすくかわごえ

| | |
|-----|---|
| 委員 | <p>の供用開始に伴いすでに達成されている。一方で送迎保育事業については、現状を踏まえるとより利用を促進する必要があるため、今後本事業を進捗管理していくにあたり、新たな目標事業量の設定が必要として、今回見直し事業として掲載した。見直しの内容としては、目標事業量に新たに送迎保育利用率を追加し、目標値を50%と設定したものの。</p> <p>【討論内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな家庭支援事業の概要で新設とあるが、国から示されたものか、あるいは市が今般の社会情勢でこういった事業が必要だとして新設としたものか伺いたい。 ・見直し事業の川越市保育ステーション事業の目標値について、50%とあるが、本来はフル稼働、100%が目標なのではないか。 ・第3章について、4区域から7区域に分けるというのは、細分化してきめ細やかに検討していくためと抽象的な説明になっているが、最終的には今後20年かけて今20園あるのを10園に減らしていくための前提として、本庁地区は4園、その他の地区は1園ずつ残す、その試みであると理解している。細分化することだけでなく、将来にわたって、本庁地区には4園、その他の地区には1園ずつ残すという前提であるということをも市民にわかるよう明記した方がいいと思う。 ・また、本日追加資料として配布された資料6参考の配置図についても、公立保育所の配置が分かるので素案に落とし込まれた方がいいと思う。 ・量の見込み等は各地区の割り振りを見直した、つまり計算し落とし込んだものという理解でよいか。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・新設する事業の内容は、児童福祉法等の改正に伴い国から示されたものとなっている。法改正が見込まれているので、この中間年見直しから位置づけ、次期計画に繋げていきたいと考えている。 ・量の見込み等については、お見込みのとおり、現計画の数字を区域の細分化に伴って計算し、入れ替えたものになっている。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育ステーションの送迎保育の利用率について、将来的には100%を目指すべきと考えているが、令和5年度、6年度の2年間の目標として50%と設定している。送迎保育の現状としては、定員20名に対し、利用が5名となっている。アンケートを実施するなどして、実態把握を踏まえながら事業を実施していきたい。 |

| | |
|-----|--|
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・少子化に歯止めをかけるとかいうことが枕詞になってしまっていて、市として本当に市民が産み育てやすいと思えるような計画というのが乏しい。 ・子どもが減っていくから保育園も縮小していこうという議論はあるが、子ども達を増やしていこうというのがあまり感じられない。もちろん市としての全体的な制度を作っていくことが生み育てることを応援することに繋がると思うが、もう少し市民に対して「安心して産んでください、育ててください」という発信もしてもらえたらと感じた。 ・若者の視点というのが乏しいと思う。小さい子どもや小学校ぐらいまでは委員も構成がしっかりしているし、所管課も出席しているが、若者の部分というのがどうも薄いなというのをずっと感じてきた。今回も学齢期以降の子どもというような表現はあるが、例えば高校生であるとか大学ぐらいの年頃、あるいは児童養護施設を出たぐらいの青年たち、そういう人たちへの支援というのが薄いと感じている中で、今回もやはり小さい子どもやそのご家庭が中心なのかと感じた。これはまた今後の課題かと思うが、若者の部分の対策というのをしっかりとしてもらいたい。 ・例えば埼玉県で青少年課がやってるような事業というのは、市ではどこの課が担当しているか。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・こども育成課に青少年育成担当がある。非行防止を含めてこども育成課で所管している。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育園がどの地区にはどれだけあるということが資料6参考を見てよくわかった。少子化が進んでおり、今までの区域のままでは目が行き届かないようなところが出てきてしまうと思う。第3章の提供区域の再設定のところについては非常にいいと思う。それ以外に特に意見はない。事務局案の通りでよい。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・自分が今まで待機児童の定義を知らなかったことにすごくショックを受けた。待機児童は川越ではかなり減ってきたと思っていたが、実際300人ぐらいの方が入りたいけど入れない子どもを抱えていた。数字を見て、裏を見てなかった。自分自身もっと勉強していかなければいけないと思う。25年かけて公立保育園を減らしていくという話だが、待機児童の小さな数字だけでなく、入れなくて困っている家庭を見て、話し合いに参加していかなければいけないと思った。 ・こども家庭センターに関して、保育園に預けたくても行けないような力のない家庭というのは多くいるかと思うので、フットワークよく |

| | |
|----|--|
| 委員 | <p>支援を家庭に届ける活動がどうしても必要になると実感している。国から示されたからというだけでなく、川越市として温かい支援を作り上げていってもらえたらと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こども家庭センターについては早急をお願いしたい。 ・ 児童育成支援拠点事業について、各地域で、居場所の提供、こども食堂や学習支援など、個人・グループ問わず活動されている。市でも情報収集して、そうしたところを支援し、また広く広報して、利用者に知らせていただきたい。 ・ 見直し事業に関して、本川越駅近くに立派な施設ができ、また広報や各情報誌にその情報が出て、周知されて、利用者も増えているように見受けられるが、今更だが、どのようなアンケートやニーズに基づいてあの立派な建物ができたのかがよくわからない。近隣の方は利用できるが、遠くの人にとっては利用できない施設になっている。この施設にもすごいお金をかけて、目標値 50%と聞いてすごがっかりしている。 ・ どうしても時間が合わなくて子どもの送迎をお願いしたいと思っても、ファミサポも数が少なく頼めなくて困ってるという話を聞く。どの地域の人にとっても利用できるようなサービスをお願いしたい。川越市は子育て頑張っていますというアピールのためにあの施設が建てられたのかなという声もある。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 川越市公立保育所のあり方について、昨年度、子どもが減っていくこと対しては、公立保育園が調整弁となり、民間を最優先で守ろうという議論をした。公立保育園の定員の弾力化、少人数保育を充実してやっていくという方向性も、コロナの感染症を踏まえて議論があったかと思う。そうした中で公立保育園が自然減ということで減っていく、そういった議論があったと認識している。25年後に何が何でも20園を10園にする方針ではないと理解している。考え方の基本にそれらが前段で入っていた。この資料を見ると中間の議論がなく最終的に10園にするというその方針だけが浮き彫りになっていると思うので、ここは丁寧にやっていった方がいいかと思う。 ・ ある自治体では、少子化で子どもが減っていく中でも地域の保育園と小学校は守ろうということで、首長が守った。費用対効果を考えれば、統廃合した方がいい。ただ、地域で子育てをするという営みが失われてしまう、それは将来のまちのあり方にとってどうなのかということによってこれを守った。その後、子どもが増えていった。滑川町は学校給食の無料化をしている自治体だが、県下でも出生率は高い。明石市では市長が子育て支援をかなり強力に進めていて、出生率が上がって |

| | |
|----|--|
| 委員 | <p>きているという。首長の姿勢でこうも違うのかというふうに改めて驚かされる。川越市がどういうまちにしていきたいのか、そのビジョンが一番大事なのだと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・19ページ、川越市の新たな4つの政策がここに入るという提案があったが、川越市はこれらの事業を手がけていないわけではなく、再編や拡充という意味合いが強いのかなと思う。ホームスタートや家事援助などやっているところもある。それをまた新たに拡充していくような、例えばヤングケアラーや居場所については、子育て安心支援施設の方で学齢期の子どもの居場所の形で事業展開されている経緯がある。川越市がどのように考えているか、子どもの居場所など新規の事業についてどういう方向性でやっていこうと考えているのか、今持っているものがあれば、ぜひ提示をしていただきたい。 ・20ページ、保育ステーション事業について、5,000万円の委託事業を払って昨年1人、今年は何人かいるようだが、20人の定員に対してはほど遠い。「多様化する保育ニーズ」という文言があるが、適正に把握していただきたいと思う。本当にこの事業が求められているのであれば、継続していくのはもちろんだが、どうしてこの事業が必要になってるのかという実態も把握していただきたい。この事業を利用せざるを得ない人は、本来どういう保育のあり方を望んでいるのか、本当はこの事業を利用したいわけではないのではないかと考えている。5年の見直しの中で、無理があるなということであれば、10年で数億円が出ていく話なので、スクラップアンドビルドの考え方で事業の見直しが必要ではないかと思う。ニーズ把握にぜひ努めていただきたい。 ・資料2について、新規申請者が約1,600人に対して、決定者数が1,200人弱と約500人近くの方が決定をされない。ただ、その中で4割が育休延長のための申請ということで、残り300人近くが希望をしている中で決まっていない。希望していても決まらなかったという方々がこれだけいるので、国が定めた基準での待機児童だけではなくて、こういった方々にも目を向けて数字を見ていただけたらと思う。 ・資料3について、現在別々の園に通っていて、同じように通わせたいという申請をしたときに加点が7点、新規で最初から同じ園に通わせたいという申請をすると加点が3点となっている。新規申請の段階からある程度の加点を加えて同じところに通うことができれば、その後転園申請で苦勞する保護者も減ってくるのではないかと思う。二重保育では園ごとに違うものを用意したり、違う用事に対応したりと苦勞することも多い。加点のあり方については今後見直していく必要も |
|----|--|

| | |
|----|--|
| 委員 | <p>あるかと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4章について、こども家庭センターを今後設置して、様々な人、子育て世帯、子ども達を様々な支援メニューにつないでいくという形になっていくのかと思うが、かえってそのウイングを広げすぎてきちんとしたサービスに繋がらない、連携が取れないということがないようにしていただきたい。 ・保育ステーション事業については、昨年度利用しているのが定員20名のところで1名、現在5名という話を聞いている。そういう状況だと、本当に今更だが、この事業そのものに調査がきちんと行われたのかどうかというところは、皆さん疑問を持たれて当然かと思う。作ってしまったから、続けていくというのはおかしいので、ニーズがなければなり、この施設をどう有効活用していくかということについて考えていただければと思う。 <p>・私たちの団体でも、障害者というと大人が対象で、子どもに対して障害者というのを使いたくないのは分かるが、現実にはそういう子どもがいる。そういう子どもを捉えて、小学校に入る前から大人になるまでの支援について、市の各担当課でつながりを持ってもらいたい。</p> <p>・子ども全体の中では少ないが、世の中には私たちが支えてあげなくては生きていけない子がたくさんいる。こうした子どもを大人までつなげていくということも今後検討していただきたい。</p> |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・4区域から7区域に細分化することは、目が行き届くので、とてもいいと思う。 ・新たな家庭支援事業について、こうした事業をどのように周知していくかということも大事で、こういった良い支援事業を大人にも子供にもよくわかるような内容で周知していく必要があると考えている。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・新規事業について、こども家庭センターの設置ということだが、U PLACE にある、子育て世代包括支援センターの名称は変わるのか。つどいの広場を運営していて、子育て家庭の方と話をする中での肌感覚では、子育て世代包括支援センターが U PLACE にあること自体周知がそれほどされてないように感じている。ここでまた名称や内容が変わってしまうと市民の混乱を招くのではないかという懸念がある。 ・新しい家庭支援事業について、率直な感想として、これが新規事業なのかと思った。既存の事業にもこういった事業があるのでその辺を絡めて、今後どんな政策を進めていくのか、担い手はどうなるのかといったところを疑問に思った。ただ、目新しい感じはないが、法改正 |

| | |
|-----|--|
| | <p>により一層重点を置いて取り組んでいくという強い意図を感じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見直し事業の中の保育ステーション事業について、やはり他の委員と同じように目標値がなぜ50%なのかと思った。目標値50%がどうこうではなく、見直しは数字だけでなく、どうして利用率が上がらないのかというような、中身の方の見直しも、ぜひ検討していただけたらと思う。 ・保育園に入れてないご家庭が28%いると思うが、つどいの広場等でその28%に該当する方と会うことも多く、川越市からしっかり空き情報については連絡をもらっているということを保護者の方から聞いていたので知っていた。丁寧に川越市は対応していると感じた一方で、その保護者の方は、まだ見学も行ってない園に空きが出たと連絡があり、比較的短期間に入るか入らないかの回答を迫られていて、その悩みをつどいの広場等のスタッフが聞いたりしている。見学に行っていない園に入ること後悔するのは保護者だから行けるのであれば見学に行った方がいいとアドバイスなどもして、保護者自身に考えてもらうが、川越市全体でそういった家庭を支える仕組みがあるということを市の方々にも知っていただけたらと思う。入る入らないは本人が決めることだが、その悩みを聞く場所が地域にはあることも伝えてほしいと思う。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センターはこども家庭総合支援拠点と子育て世代の包括支援センターを見直すという国の考え方に基づいて、今後の業務の見直し、組織のあり方、名称変更も含めて現在検討しているところで、まだ方向性が決まっていないことをご理解いただきたい。 |
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・新規事業について、国からの要請もあったということだが、新たな事業を始めるにあたっては、しっかり血の通ったものしなければいけない。そのためにはしっかりと予算を組んでしっかりと人材を配置しなければならない。ここで待機児童がかなり減少したが、本当に子育てのしやすいまち川越というものを作るのであれば、予算配分も含めて、利用しやすく、比較的頻繁に利用できる、そういう事業にしていきたい。 ・保育ステーション事業について、自分の居住地、自分の勤務先の近くに限らず保育園を選べるという意味でとても画期的な事業ではないかと思う。ただ、何年前かに若葉駅の方でも保育ステーションがあり、最初は各園が利用されていたが、最終的には自分の園の子どもが中心になってしまったということで、なかなか難しい事業ではあると思う。この保育ステーション事業については、圧倒的に広報の力がまだまだ足りていない。例年10月から11月ぐらいにはまた翌年4月 |

会長

の入園の応募が始まるので、その時にはワンペーパーの紹介ではなく、もっとこういうものがあるということを入園を希望される保護者の方にアピールした方が良いと思う。

・いろいろな事業を行うにあたって、必ず必要なのが地域との協力ではないかと思う。この保育ステーション事業もそうだが、こういった事業をやっていることをいろいろな方面の方に告知して、認知してもらうことが非常に大事でないか。公立保育園も地域との交流、密着度が低いように感じている。例えば自治会長や民生委員といった方にもPRしていくというのを是非やっていただきたい。埼玉の西部地区の自治体、狭山市・入間市も含めて、必ず川越市の動向というのを注視している。川越市が方針を決めると、少なからぬ影響が他の自治体にも及んでいくのを今まで数多く見てきた。埼玉の中心的な都市である川越として、ぜひこの新しい事業を本当に有意に、有効なものにして、市民に歓迎していただけるよう頑張ってもらいたいと思う。

・こども家庭庁の件や児童福祉法の改正があり、その時、岸田首相は予算倍増と言ってきていたが、どういうわけか尻つぼみになってしまった。川越市はそういうことがないように頑張ってもらいたい。

・考え方の問題だが、子どもをどう捉えるか。子どもというと乳幼児期、もっと言えば、小学校に入ってしまうと教育が中心になってしまうので、なかなか福祉の方はそれ以前になってしまう。福祉の専門からいうと、意外かもしれないが第二次大戦が終わるまでは子どもという時期があることを考えられていなかった。子どもは未熟な大人、小さい大人だった。だからできるだけ早く子どもでなくなることで、早くしつけて大人と同じようにできることが大事だった。子どもという独自の存在がなかった。それが第二次大戦後に少しずつ子どもという独自の時期があって、独自の要素があって、独自の援助が必要なんだというふうに変わってきた。それと同時にその子どもの時期が小学校までではなく中学校、高校、大学、成年と人間が成長する時期を子どもと考えれば、その範囲は広がってきている。どうしても子どもというと小さい子どもを考えてしまうが、人間が成長できる、そういった市民として1人歩きできるようにしていく、子育てというのはそういう意味では、ちゃんとした市民を作っていくということでもあると考えている。

・19ページ、この前NHKで特定妊婦が増えているというのがあって、困難を抱えたお母さんが増えてきて大変だと。やはり子どもだけではなくそれを支える家庭がどれだけしっかりできるのか、子ども単体だけで子育てではなく、子どもは周りがあって育っていくので、そ

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>こを見て考える必要がある。</p> <p>・川越市公立保育所のあり方の議論では、数を減らすことが目的ではないということだった。子どもの数が減るのは社会全体の問題で、川越市だけで食い止めるのはなかなか難しい。その中でも、質の方はどうするのかだと思う。保育園の数、つまり量は減るかもしれないが、質の方をどう上げていくのか。その質を確保してあげていくためにも、多少なりとも数をキープしていこうというのが今年の議論だった。そういう意味で、この計画の中にはその質の部分が出てきていない。数がどうしても減るとすれば、質をどう高めていくのか、その辺をこれから前向きに議論していきたいと思っている。</p> <p>・本日は会議シートを用意しているので、言い足りなかった意見等は会議シートで対応いただきたい。事務局は本日欠席の委員にも送付するように。</p> <p>5 その他</p> <p>[事務局からのお知らせ]</p> <p>・本日の議題について意見・質問等がある場合は、会議シートを9月9日（金）までに事務局へ提出。</p> <p>・次回の会議は10月13日（木）14時から市役所本庁舎7階の第1・第5委員会室での開催を予定。正式な案内は追って通知する。</p> <p>6 閉会</p> |
|-----|--|